

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成30年度から令和4年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和6年11月6日

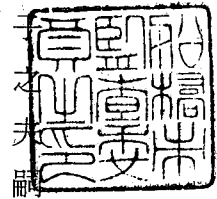
船橋市監査委員

同
同
同

栗
齋
浦
松

林
藤
田
橋

紀
弘
秀
浩



年度管理番号	担当所属	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
19	クリーン推進課	80	指摘	家庭系可燃ごみ収集運搬業務委託における人件費の積算に際して、「運転手1人」と「作業員1人」という基準を採用しているが、実績とは異なるものであるため、事実に基づく合理的な積算に変更する必要があり、地域の収集運搬の特殊性等を勘案したより実績に即した積算に変更されたい。	R4.10.25	事業者への聴き取りを行ったところ、休暇取得や突発的事情を考慮して人員を配置していることから、休暇取得者等がいらない場合、結果として3人乗車が発生することがあるが、令和5年度実績では委託業者全体で週1日未満(週0.6日程度)となっている。また、南部地域における夜間収集は日中と比べて交通渋滞の影響が少ないことから、2人乗車であっても業務上で支障が出ていないことも確認した。 このことから、現行の方法を継続することとした。	左記のとおり措置済み。
35	資源循環課	107	指摘	有価物置場の適正な利用を継続するためにも、船橋市・運営事業者・一般廃棄物協同組合との間で有価物置場の使用責任を明確にする必要があることから、協定等の締結を含めた対応を徹底されたい。	R4.10.25	令和6年3月に一般廃棄物協同組合と「船橋市清掃工場における有価物置き場に関する覚書」を締結し、有価物置場の使用責任を明確化した。	左記のとおり措置済み。
41	資源循環課	120	指摘	事業系ごみの処理手数料に関しては、計量表に表示されている重量どおりに正しく徴収されているが、ごみ処理手数料の徴収事務の透明性を確保し、ごみ処理手数料の適正かつ公平な徴収を徹底するためにも、北部清掃工場及び南部清掃工場での計量機での計量単位と条例での単位との整合性を図る必要があることから、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第39条第4号にある1kg当たり20円(消費税相当額を除く。)を、10kg当たり200円(消費税相当額を除く。)へと、10kg単位での手数料表記に変更することについて、条例の改正を含めた対応をされたい。	R4.10.25	現状、事業系ごみの処理手数料に関して適正に徴収されていることから、直ちに条例改正はしないが、その他の事由で条例改正をする際には、手数料表記についても併せて改正を検討することとした。	左記のとおり措置済み。
108	資源循環課	281	指摘	副産物売払収入の取扱いについては、「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠して原価から控除するのであればその旨を、「廃棄物処理事業原価計算の手引」と異なる処理方法を採用するのであればそのような処理方法を採用するに至った結論の背景を、市の原価計算基準を策定する際には明文化されたい。	R4.10.25	令和5年11月の廃棄物減量等審議会で意見聴取し、令和4年度決算から、環境省の一般廃棄物会計基準により算出することとした。なお、市の原価計算基準を策定する際には明文化する必要があるとの指摘を受けたが、環境省の一般廃棄物会計基準により算出することとしたので、明文化は不要と判断した。	左記のとおり措置済み。